

建築基準法（昭和25年法律201号）第42条第2項の規定により、道路の位置として次のとおり指定しました。

鹿児島県知事 三反園訓

指定番号	指定の年月日	指定道路		
			延長 (メートル)	幅員 (メートル)
建第3-3号	平成29年 10月25日	出水市高尾野町柴引字東馬場2780-1の一部、2781-1の一部、2787-1の一部、2787-4の一部、2787-11の一部、2787-18の一部、2788-1の一部、2788-2の一部、2788-3の一部、2789の一部、2803-1の一部、2804-1の一部、2804-2の一部、2805-1の一部、2805-2の一部、2809-3の一部、2811-5の一部、2811-6の一部、2812の一部、2812-1の一部、2814-2の一部、2817-1の一部、2818-2の一部、2819-1の一部、2819-2の一部、2819-3の一部、2824-1の一部、2826-1の一部、2826-2の一部、2829-1の一部、2829-2の一部、2829-3の一部、2829-4の一部、2829-5の一部、2830の一部、2831の一部、2839の一部、2840の一部、2780-1地先市道の一部	306.98	4.00